

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出の公告に係る意見書の提出がありましたので、その概要を同条第3項の規定により次のとおり告示します。

なお、当該意見については、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和6年3月18日

門真市長 宮本 一孝

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）門真幸福物販店舗
門真市幸福町537番1の一部
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日
令和5年11月8日（令和5年門真市告示第569号）
- 3 意見書
 - (1) 提出者及び住所
個人
門真市
 - (2) 概要
ア においについて

生ゴミやお店の換気扇からのにおいについて、安全な生活を確保するためにも対策を万全にお願いしたい。営業開始後、気になる場合での窓口の設置及び防止対策をお願いしたい。

イ 騒音について

特に夜の屋上駐車場及び早朝の荷受け場における十分な対策をお願いしたい。深夜営業についても、周辺住民の安全な生活を補償してほしい。営業開始後、気になる場合での窓口の設置及び防止対策をお願いしたい。

ウ 防犯について

屋上等からのゴミ等の投棄や屋上駐車場での集会等が開かれたりしないようしっかり防犯対策をお願いしたい。営業開始後、気になる場合での窓口の設置及び防止対策をお願いしたい。

エ 周辺道路の渋滞について

府道守口門真線及び市道浜町桑才線の渋滞に関し、営業開始後、気になる場合での窓口の設置及び防止対策をお願いしたい。

收受日

令和6年3月8日

4 意見の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

告示の日から令和6年4月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(2) 縦覧の場所

門真市中町1番1号

門真市市民文化部産業振興課